

各障害者短期入所（SS）事業運営法人代表者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部

地域生活支援課長

（公 印 省 略）

障害者短期入所（SS）事業所の新規指定に向けた 事業者向け説明会への事前出席のお願い

日頃より、東京都の障害福祉施策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

都では、都内において「短期入所」事業所を開設・運営している事業者や開設等を予定している事業者の皆様に向けて、説明会（以下、「本説明会」とする）を開催しております。

障害者短期入所（SS）の開設・運営については、障害者総合支援法をはじめとする法律や基準等の制度を十分理解していることが前提となりますが、昨今、法の趣旨や基準等を十分理解されないまま、法律や基準の規定に抵触する恐れがあると考えられる事業運営を行っている事業所の存在が指摘されています。

このような状況に鑑み、法律や基準等を遵守して適正に運営を行っていただくため、令和 4 年度以降、**事業者向け説明会への出席を、来庁相談を始めるにあたっての条件とさせていただきますこととしましたので、**都内において新規指定を検討されている事業者の皆様におかれましては、ご理解頂きますようお願いいたします。

記

1 説明会への出席にあたって

- (1) 本説明会への出席対象者は以下のとおりです。
 - ア 都内において「短期入所」を開設・運営している事業所の管理者または法人代表者（事業所 1 件について 1 名）
 - イ 都内において「短期入所」の開設等を予定している事業所の管理者または法人代表者（事業所 1 件について 1 名）
- (2) 管理者・法人代表者（予定を含む）の方が本説明会出席後に変更された場合は、変更後の管理者・法人代表者の方に、もう一度、本説明会にご出席いただくようお願いいたします。
- (3) 本説明会に遅刻された場合、説明会を聴講していただくことはできますが、「出席」にはなりません。遅刻された場合は、もう一度本説明会に申込・出席していただくようお願いいたします。

また、早退された場合も、遅刻と同様といたします。
- (4) 本説明会へ出席された管理者・法人代表者は、説明会申込の際に申請していただいた事業所についてのみ、新規指定の来庁相談を申し込んでいただけます。仮に、他の事業所の管理者・法人代表者を兼務していても、兼務先の事業所に関する新規指定の来庁相談はお受けすることができませんので、ご留意ください。

2 本説明会出席後から新規指定までのスケジュールについて(参照:別紙イメージ図)

説明会へ出席された管理者・法人代表者は、説明会出席以降、事業計画の作成など事前の準備が整いましたら、「地域生活支援課(居住支援担当)」と、事業所の新規指定及びユニット増設に係る来庁相談の日程調整を行ってください。**(来庁相談を行う際は、必ず、本説明会に出席した管理者または法人代表者をご対応ください。)**

来庁相談を終え、申請に必要な全ての書類を提出していただいた後、担当内で書類審査を行います。

審査には時間を要するため、説明会資料等でご案内しているとおり、**新規指定予定日の2か月前の末日までに、申請に必要な全ての書類を揃えて提出していただく**必要があります。書類の不備や人員配置の不足、工事未完了等で、新規指定予定日の2か月前の末日までに申請に必要な全ての書類が揃わない場合は、新規指定日が翌月以降、1か月単位で遅れることとなりますのでご注意ください。

3 来庁相談の申出までの期間について

- (1) 本説明会への出席後、**1年以内**に来庁相談の申出を行ってください。
1年の最終日が土・日・祝祭日の場合は、直前の開庁日が最終日となります。
例) ①説明会出席: 令和4年4月15日(金)
↓
②来庁相談の申出(電話での日程予約)期限: 令和5年4月14日(金)
- (2) 出席から1年を超過した場合は、改めて、本説明会への出席をお願いいたします。
- (3) なお、事業所の新規指定の相談が中断している場合も上記(2)と同様に最終来庁日から起算して1年を超過した場合は、改めて、本説明会への出席をお願いいたします。

ただし、令和3年度開催の説明会に出席された事業所につきましては、令和4年度の1年間は、本説明会の事前出席の条件を満たしているものとして取り扱います。

【問合せ先】

東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当
TEL: 03-5320-4151
MAIL: S0410818@section.metro.tokyo.jp

別紙

説明会出席から新規指定までのスケジュール（イメージ図）

①説明会出席：令和4年4月15日（金）

②来庁相談の申出（電話での日程予約）期限：令和5年4月14日（金）

	令和4年度						(省略)	令和5年度				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月		3月	4月	5月	6月	7月
①説明会出席	○							↗				
②来庁予約	○											
③来庁・来庁相談開始		○	6月末までに書類が揃わなかった場合									
④事業計画書提出		○										
⑤申請書類提出 （2か月前末日）			○	●								
⑥審査・現地確認				○	●							
⑦新規指定					○	●						

※ 新規指定予定日の2か月前末日である⑤申請書類提出期限までに、書類の不備や人員配置の不足、工事未完了等で申請に必要な書類が全て揃わない場合は、新規指定日が、翌月以降1か月単位で遅れることになります。

※ 指定は各月1日付です。